

兵庫県立三田祥雲館高等学校同窓会会則

〔10回生〕

第1章 総 則

- 第 1 条【名 称】 本会は、兵庫県立三田祥雲館高等学校同窓会と称する。
- 第 2 条【事 務 局】 本会は、兵庫県立三田祥雲館高等学校内に事務局を置く。

第2章 目的および事業

- 第 3 条【目 的】 本会は、会員相互の親睦を深めるとともに、母校の発展に寄与することを目的とする。
- 第 4 条【事 業】 本会は、前条の目的を達成するために、会報および会員名簿の発行、その他必要な事業を行う。

第3章 構成および会員

- 第 5 条【構 成】 本会は、正会員と特別会員で構成する。
- 第 6 条【会 員】 本会の会員は、次のとおりとする。
- 1 正 会 員 兵庫県立三田祥雲館高等学校を卒業した者、並びに在学した者で、会員の推薦により本会評議員会の承認を得た者
 - 2 特別会員 兵庫県立三田祥雲館高等学校現職員および旧職員
- 第 7 条【会員の責務】 会員は、氏名・住所・職業に異動があったときは、速やかに本会に届けなければならない。

第4章 役 員

- 第 8 条【役 員】 本会には、次の役員を置く。
- 1 会 長 1名
 - 2 副 会 長 若干名
 - 3 会 計 2名
 - 4 理 事 若干名（各卒業期1名を原則とする）
 - 5 会計監査 2名
 - 6 評 議 員 卒業時の各クラスから2名
 - 7 顧 問 代表顧問（校長）他若干名

- 第 9 条【役員の職務】 役員の職務は、次のとおりとする。
- 1 会長は本会を代表し、会務を統括する。
 - 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある場合はその職務を代行する。
 - 3 会計は本会の会計事務を処理する。
 - 4 理事は会長の命を受け会務の企画・執行にあたる。
 - 5 会計監査は本会の収支決算を監査する。
 - 6 評議員はクラス会員を代表して諸種の議案を審議するとともに、クラス会員に会務の連絡を行う。
 - 7 顧問は会長の要請に応じて会務を補佐する。

- 第10条【役員の選出】 役員の選出方法は、次のとおりとする。
- 1 会長・副会長は、理事会において正会員の中から選出する。
 - 2 会計は、理事の中から選出し、会長が委嘱する。
 - 3 理事は、評議員会において正会員の中から選出し、会長が委嘱する。
 - 4 会計監査は、評議員会において互選し、会長が委嘱する。
 - 5 評議員は、卒業時のクラスごとに互選し、会長が委嘱する。
 - 6 顧問は母校現職員（特別会員）の中から代表顧問（校長）が委嘱する。

- 第11条【役員の任期】 役員の任期は、次のとおりとする。
- 1 顧問を除く役員の任期は2年とし、再任を妨げない。但し、評議員の任期は原則として終身とする。
 - 2 役員は任期終了後も、後任者が就任するまでその職務を行う。

- 第12条【役員の補充】 役員に欠員が生じた場合は、第10条に定める方法に従って、随時補充することができる。補充役員の任期は前任者の残任期間とする。

第5章 会 議

- 第13条【会議の種類】 本会には、次の会議を置く。
- 1 総 会
 - 2 評議員会
 - 3 理 事 会

- 第14条【議決の方法】 本会の会議は、第27条【会則の変更】に定める場合を除き、すべて出席構成員の多数決とし、可否同数の場合には議長がこれを決する。

第6章 総 会

- 第15条【定期総会】 総会は、原則として毎年1回開催する。但し、重要案件がない場合は、評議員会を開き総会に代えることができる。
- 第16条【臨時総会】 評議員会または理事会の要請により、会長が必要と認めた場合は臨時総会を開催することができる。
- 第17条【運 営】 総会は、会長が招集し、議長は会長とする。
- 第18条【議決事項】 総会は、次の事項を審議・決定する。
- 1 第22条の2項及び3項に定める事項
 - 2 その他、理事会が必要と認めた事項

第7章 評 議 員 会

- 第19条【運 営】 評議員会は、会員の代議機関であり、必要に応じて会長が招集する。議長は出席評議員の中から選出し、会長が委嘱する。
- 第20条【議決事項】 評議員会は、次の事項を審議・決定する。
- 1 第22条の2項に定める事項
 - 2 細則の制定及び変更
 - 3 その他、理事会が必要と認めた事項

第8章 理 事 会

- 第21条【運 営】 理事会は、本会の執行機関であり、必要に応じて会長が招集する。議長は会長とする。
- 第22条【業 務】
- 1項 理事会は、次の業務を行う。
 - 1 総会及び評議員会における議決事項の執行
 - 2 総会及び評議員会に提出する議案の作成
 - 3 その他、本会の運営に必要な事項
 - 2項 理事会は、次の事項については、定期総会または定期総会に代わる評議員会を招集し、承認を得なければならない。

- 1 新役員の決定
- 2 事業計画及び一般会計収支予算
- 3 事業報告及び一般会計収支決算

3項 理事会は、次の事項については、必ず総会の承認を必要とし、評議員会の議決に委ねることはできない。

- 1 特別会計の支出に関する事項
- 2 会則の変更

第9章 会 計

第23条【経 費】 本会の運営に必要な経費は、会費・寄付金・その他の収入を持って、これにあてる。

第24条【会 費】 正会員は、在学中に毎月月額を積み立て、入会時（卒業時）に終身会費として納入する。当面、会費は6,000円とする。

第25条【臨時会費】 臨時会費は、会長が総会の承認を得て徴収することができる。

第26条【会計年度】

- 1項 本会の会計は、一般会計と特別会計とする。
- 2項 本会の通常経費は、一般会計より支出する。
- 3項 本会の特別会計は、その必要と目的に応じて設置し、その目的のために支出する。
- 4項 本会の会計年度は、毎年4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。

第10章 補 則

第27条【会則の変更】 本会則の変更は、理事会において全理事の3分の2以上の同意を得て発議し、総会の承認を得なければならない。

第28条【細則の制定】 本会則細則は、理事会の発議により評議員会の承認を得て、別にこれを定めることができる。

第29条【施 行】 本会則は平成17年3月1日から施行する。

第11章 付 則

第30条【兼 務】 第8条の定めにもかかわらず、当分の間は評議員が理事を兼務する。